

一、慶長七年（一六〇二）に御くらにてもみ御とり被成候時、初は用所無之とて六合すりに算用在之候而、まし米を御とり被成候迷惑仕候。

一、慶長八年（一六〇三）分に御くらにてもみやみ申時、又女子お御とり上、物成三分おこされ申、さように御座候えば、右物成より外に、一つ六分おこされ申候、迷惑仕候。拾年としにいろいろ御わいこと申候えて一分ゆるされ申候。

一、七人之御給人衆之内、八島三右エ門殿別御非分被成候事。

一、慶長九年（一六〇四）夫錢迷惑仕候、九百五十文出申候。百姓には百日つもり二百文仕錢被下候へ而、残七百五十文は只御とり被成候。迷惑仕候。

一、入くさ五月五日より九月晦日迄、以上百四十五駄入申候、迷惑仕候。

一、入わら式百六十そく、ぬか大俵拾俵入申候、迷惑仕候。

一、戸口山方御普請に奉公人おは御越なく、あらい村の百姓ばかり御出し迷惑仕候。

一、式拾六文か年貢出し申候、わき百姓の一人子を御とり上、草履とりに被成候、其おやに少も諸役御有免なく候、迷惑仕候。

一、去年御人数しらべ被成候時分、あらいの百姓二人奉公人に御出し被成候。御陣所をも御座候はば、奉公人にめし可被仕由御意に迷惑仕候。

一、江戸御普請に参候者に、米一せおひつつ相渡し被成、江戸之売ねに代御とり被成候。迷惑仕候。

一、慶長拾年（一六〇五）分夫錢式百七十文御とり被成、ぬかわら右ごとく、入くさ同前に候。

一、慶長十一年（一六〇六）夫錢へ百九十七文御とり被成、百姓之使錢には一日二文づつ被下候て、残代物只御とり被成候、入くさぬかわら右ごとくに御座候、迷惑仕候。

一、慶長十二年（一六〇七）分には、かねの錢三百文とられ申候へて、江戸御普請に一人つめとふしに仕候、又爰元にて諸役少も有捨無御座候。